

2022年度事業報告書

第1 基本的な考え方

当協会における事業運営については、さらに公益社団法人にふさわしいものにすることを目指し、今年度においては、事業を事業計画に沿って的確に実施するとともに、公益目的事業の収支バランスの一層の適正化を図り、公益法人型事業運営への移行をさらに積極的に進めるよう努めた。

第2 運営上の基本方針

公益法人型事業運営においては、当協会の場合、6つの公益目的事業すべての適切な実施の確保が原則になるので、今年度においては、各公益目的事業について、相互間の均衡を保ちつつ、その達成に向け適切な方法によりの確に推進するよう努めた。

[注1] ここにいう『6つの公益目的事業』とは、以下のとおりである。(平成23年9月9日付の公益認定の公示・別紙による。なお、各公益目的事業の末尾【 】内の表示は、当協会の事業運営の便宜のために付した略称である。)

- [1] J I S規格のない保護具等に係る型式認定及び型式認定合格マーク表示制度の運用により事業場等における良質で効果的な保護具等の活用を推進する事業【保護具等型式認定および推奨事業】
- [2] 事業場等の労働安全衛生担当者等に対し保護具等の展示および体験機会の提供を行うことにより事業場等における適正な保護具等の普及とともに、その正しい使用方法等の定着を促進する事業【保護具等展示・体験機会提供事業】
- [3] 保護具等の品質の確保等のためJ I S規格及びI S O規格を整備するとともに、それらの規格の普及を図るための事業【J I S・I S O安全衛生規格等整備事業】
- [4] 技術進歩及び社会のニーズの変化に対応した保護具等の開発等を推進するとともに、開発された優良・快適保護具等の普及促進を図る事業【優良・快適保護具等開発推進・普及促進事業】
- [5] 事業場等に対する適正な保護具等の活用の指導等を行うための指導基準の整備及び保護具アドバイザーの養成及び確保を推進する事業【保護具アドバイザー養成・確保等事業】

〔6〕 当協会又はその会員会社が保護具アドバイザーを事業場、団体等に派遣して、その者に事業場等の労働安全衛生担当者等に保護具等の適正な活用についての指導、情報提供等を行わせる事業【アドバイスサービス事業】

そして〔1〕～〔4〕を「安全衛生保護具等開発普及支援事業」として一括りにし、また〔5〕～〔6〕を「安全衛生保護具等活用定着支援事業」として一括りにして、2つを大きな柱として公益目的事業を推進・展開していくこととする。

第3 公益目的事業

今年度においては、安全衛生保護具等開発普及支援事業としての4つの公益目的事業及び安全衛生保護具等活用定着支援事業としての2つの公益目的事業を、それぞれ次に掲げるところにより推進した。

1 安全衛生保護具等開発普及支援事業の効果的实施

(1) 保護具等型式認定および推奨事業（公益目的事業その1）

ア プロテクティブスニーカー型式認定・推奨事業の適正な実施

J I S規格を充足していないが、作業靴として市場に広く流通している製品について、その品質および性能を担保して、良質かつ高機能でなおかつ安価な製品を推奨し普及させることが、事業場等における労働者の足部に係る労働災害の防止にとって極めて効果的であるという認識に立って、プロテクティブスニーカーについての型式認定及び推奨事業（以下「プロスニーカー型式認定・推奨事業」という。）を、今年度においても積極的かつ適正に推進した。

なお、プロスニーカー型式認定・推奨事業の一層の適切な実施のため、本年度から新たに職員を1名配置する等により業務推進体制の強化を図った。

(ア) 今年度の目標

〔1〕 型式認定合格品であるプロテクティブスニーカー（以下「型式認定プロスニーカー」という。）の型式認定表示（以下「型式認定表示」という。）及び型式認定合格証明票（通称：型式認定タグ）（以下「証明票」という。）の取付けの普及促進

〔2〕 当協会および日本プロテクティブスニーカー協会（以下「プロスニーカー協会」という。）の各ホームページにおける本事業に関する適切な掲載内容の充実

〔3〕 市場に流通する型式認定プロスニーカーの足数並びにプロスニーカー協会会員及び非会員における型式認定プロスニーカー製造業者（以下「型式認定業者」という。）の数の一層の増大

〔4〕型式認定の申請に必要な公的機関による試験に合格できる製造業者を育成するための情報提供および技術指導の推進

〔5〕型式認定プロスニーカーを購入・使用している事業場等の利用者による型式認定プロスニーカーの有用性等に関する評価等の積極的な把握

〔6〕市場に流通する型式認定プロスニーカーの型式認定表示等、型式認定合格品としての条件具備を確認するための買取りによる抽出調査及びその事後措置の適切な実施

〔7〕市場に流通する型式認定プロスニーカー以外の作業・保護靴（以下「非型式認定合格品」という。）についての、虚偽の表示その他の問題とともに、品質および性能の水準を把握等するための買取りによる抽出調査及びその事後措置の適切な実施

〔8〕型式認定プロスニーカーの普及促進を図るためのホームページの整備・活用、リーフレット、ポスター、店頭小旗等資料の作成・配布、業界誌等への広告掲載、キャンペーンの展開その他周知活動の積極的な実施

（イ）型式認定の実施

当協会の「プロテクティブスニーカー規格（J S A A 1 0 0 1）」（以下「プロスニーカー規格」という。）に適合するプロスニーカーについて、その製造・販売業者からの型式認定の申請を受け、2011年5月30日制定の型式認定業務実施要領に従ってプロスニーカー規格及びこの規格に基づき制定した当協会の型式認定基準による合否の判定を適正に行った。

2022年度においては、新規申請は40件、変更（品番及び／又は付加的性能の追及び／又は削除）申請は63件、更新申請89件の合計192件で昨年より78件の増加となった。

（ウ）型式認定表示

型式認定業者に対して、当協会が制定・公表している型式認定表示を型式認定プロスニーカーの内側に表示するよう指導・勧奨するとともに、事業場等に対して、この表示のある型式認定プロスニーカーの購入・使用について助言等を行った。

（エ）証明票の取付け

型式認定プロスニーカーを購入しようとする者が容易に選別することができるようにするため、型式認定業者に対し、当協会が有料頒布する証明票を型式認定プロスニーカーの外側に取付けるよう指導・勧奨するとともに、事業

場等にこれを取り付けた型式認定プロスニーカーの購入・使用について助言等を行った。

型式認定合格タグの出荷枚数は、前年度比1,212,295枚増の7,122,608枚で過去最高となった。

(オ) 型式認定プロスニーカーの普及促進

a 買取抽出調査の適切な実施

型式認定業務要領に従って、市場に流通している型式認定プロスニーカーについては、上記の(ウ)の型式認定表示及び(エ)の証明票の取付けその他型式認定合格品としての条件具備を把握し、また非型式認定プロスニーカーについては、虚偽の表示の有無その他の問題及び品質等の水準を把握等するため、プロスニーカー協会との協力のもとに、買取りによる抽出調査の適切な実施に努めた。

2022年度においても、新型コロナウイルスの感染防止のため例年の店舗訪問を中止し、ネットショッピングによる購入を行った。

b 事後措置の適切な実施

上記のaの買取抽出調査の実施結果を踏まえ、不適合品を流通させた事業者に対して、当該製品の出荷・販売停止、回収、業務改善報告書の提出等の要請を行うとともに、証明票の供給停止、業務改善指導、2度目の買取抽出試験の実施、再審査、認定取消等の措置を行うなど、厳正に対処した。

また、それ以外の事業者に対しては、不適合品の流通を未然に防止するための指導、情報提供等を行った。

c 普及促進活動の実施

型式認定プロスニーカーの普及を図るため、本型式認定・推奨制度についての広報の実施、関係の製造・販売業者に対する情報提供及び技術指導の実施、ホームページの整備・活用、パンフレットの配布等の周知活動の積極的な実施に努めた。

(カ) 業務委託による実施

a 上記の(オ)に係る業務のうち、普及促進活動の実施、買取りによる抽出調査等の業務については、その一部又は全部をプロスニーカー協会に委託して実施した。

b 上記のaで委託した業務の適切な実施を確保するため、プロスニーカー協会に対する指導と協力を努めた。

(キ) 型式認定・推奨事業の適正な実施の確保

プロスニーカー協会との協力のもとに専門家の参画を得て、「型式認定・推

奨事業適正化委員会設置要綱」（2010年12月16日会長決裁）に基づき、当協会に設置した「プロスニーカー型式認定・推奨事業適正化委員会」の運営により、型式認定・推奨事業の推進状況についてのチェック、指導等を受け、これらの結果に基づき、当協会において必要な改善等に努めた。

イ 一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業の推進

2015年10月に発行されたJIST8127「高視認性安全服」に規定されている性能要求は、高リスクレベルの環境（高速道路、一般道路、駐車場などの作業環境）の作業者が着用する高視認性安全服が対象であり、中低リスクレベルの環境の一般利用者（一般歩行者、一般作業員、児童、高齢者、ジョガー、二輪車・自動二輪車乗車者等）については対象としていないが、現状においては中低リスクレベルの環境の一般利用者が交通事故等の災害に遭うケースが数多く発生している。

このため、中低リスクレベルの環境の一般利用者を対象として2017年11月に制定した「一般利用者向け高視認性安全服規格（JSAA2001）」に係る型式認定・推奨事業の積極的かつ適正な推進を図った。

（ア）今年度の目標

- 〔1〕 型式認定合格品である一般利用者向け高視認性安全服（以下「型式認定合格品」という。）の型式認定表示（以下「認定表示」という。）の表示及び型式認定合格証明票（型式認定品タグ）（以下「証明票」という。）の取付けの普及促進
- 〔2〕 当協会、（一社）日本防護服協議会、（一社）日本高視認性安全服研究所及び（公財）日本ユニフォームセンターの4団体の各ホームページにおける本事業に関する適切な掲載内容の充実
- 〔3〕 型式認定の申請に必要な公的機関による試験に合格できる製造業者を育成するための情報提供および技術指導の推進
- 〔4〕 型式認定合格品の普及促進を図るためのホームページの整備・活用、リーフレット等資料の作成・配布、業界誌等への広告掲載、キャンペーンの展開その他周知活動の積極的な実施

（イ）型式認定の実施

当協会の一般利用者向け高視認性安全服規格に適合する高視認性安全服について、その製造・販売業者からの型式認定の申請を受け、2017年11月1日制定の型式認定・推奨事業運用規程にしたがって一般利用者向け高視認性安全服規格及び型式認定基準による合否の判定を行っている。

型式認定については、これまでの合計でレベルBの認定が4件となっている。
なお、2022年度末現在、レベルBの認定案件が2件申請されており、審査が行われているところである。

また、「型式認定合格品タグ」については、これまでの合計でレベルBのタグの交付が15,500枚となっている。

(ウ) 型式認定の表示

当協会が制定・公表している型式認定表示を製品ごとに表示するよう型式認定業者に対して指導・勧奨するとともに、事業場等に対してこの表示のある型式認定合格品の購入・使用についての助言等を行った。

(エ) 証明票の取付け

一般利用者向け高視認性安全服を購入しようとする者が型式認定合格品を容易に確認できるよう、当協会が有料頒布する証明票を型式認定合格品に取り付けることを型式認定業者に対して指導した。

(オ) 型式認定合格品の普及促進

型式認定合格品を一般社会に普及させるため、本型式認定・推奨制度についての周知活動の積極的な実施に努めた。

(カ) 型式認定・推奨事業の適正な実施の確保

(一社)日本防護服協議会、(一社)日本高視認性安全服研究所、(公財)日本ユニフォームセンター等との協力のもとに専門家の参画を得て、「一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業運用委員会設置要綱」(2017年11月1日制定)に基づき、当協会に設置した「一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業運用委員会」の運営により、必要な改善等に努めることとしている。

(2) 保護具等展示・体験機会提供事業(公益目的事業その2)

ア 保護具等展示・体験機会提供の実施

(ア) セメント協会主催の「第70回セメント安全衛生大会」における展示

2021年6月9日～10日の2日間で3年ぶりに開催された。

「墜落制止用器具」「熱中症予防対策」「安全標識」「二酸化炭素モニター・二酸化炭素濃度測定器」「聴覚保護具」に関する展示ということで、日本安全帯研究会、(一社)日本標識工業会、産業用ガス検知警報器工業会、日本聴力保護研究会等の皆様にご協力いただいた。

(イ) 神奈川県産業資源循環協会の「安全衛生大会」における展示

神奈川県産業資源循環協会から新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、例年7月中旬に開催している安全衛生大会を今年も中止する旨の連絡があり、同時

に保護具等の展示も中止となった。

(ウ) 「令和4年度子ども霞ヶ関見学デー」における展示

厚生労働省労働基準局安全衛生部から連絡があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、令和4年度の「こども霞ヶ関見学デー」はオンラインで実施され、リアルでの保護具等の展示は中止となった。

(エ) 「緑十字展2022 in 福岡」における保護具体験道場への協賛

「～働く人の安心づくりフェア～」のスローガンの下、マリンメッセ福岡にて2022年10月19日～21日の期間で開催された。来場者は予想を上回る18,509人であった。当協会は、日本労働災害防止推進会が主催する「保護具体験道場」に協賛した。

(オ) 「産業保健フォーラム 2022」への協力

10月12日にティアラこうとうで開催されたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け3年ぶりの開催となった。

呼吸用保護具（防じん、防毒、PAPR）、腰部保護ベルト、J S A A 認定プロテクティブスニーカー、聴力保護具（耳栓チェッカー、耳栓、イヤーマフ等）、フルハーネス型墜落制止用器具を展示・実演を行った。なお、今回は東京労働局の要望を受けて女性向け製品も展示した。

(カ) 危機管理産業展（R I S C O N T O K Y O）2022. 「P P E ・労働安全フェア」における展示

今年も危機管理産業展事務局から、2021年10月5日～7日の3日間、東京ビッグサイト（西1・2ホール）で開催の展示と「危機管理セミナー」の講演について協力要請があった。このため、「呼吸用保護具のフィットテスト」をテーマとして当協会会員会社4社による展示を行うとともに、60分の「呼吸用保護具のフィットテスト」の講演を行った。

イ 保護具等の日常的展示拠点の確保

2012年4月から、産業医科大学産業生態科学研究所の協力により設置している「保護具等常設展示場」は、同大学が主催する各種講習会や学生の教育用教材として活用され、大変好評を得ているところである。今年度は11月8日・9日に、11工業会・研究会・協議会・協会の協力を得て展示品の入替えとメンテナンスを実施した。

(3) J I S ・ I S O 安全衛生規格等整備普及事業（公益目的事業その3）

ア 基本方針

本事業については、他の5つの公益目的事業との調和的な実施に十分留意しつつ、「J I S ・ I S O 安全衛生規格等整備普及事業の適正な実施に関する規程」（以

下「J I S・I S O事業規程」という。) (平成25年3月15日理事会議決・会長決裁) に基づく適切な実施に努めた。

イ 計画的な推進

今年度においては、次に掲げる事項に力点を置きつつ、J I S・I S O事業規程に基づいて、計画的に実施した。

(ア) 重点及び優先事項の設定

[1] 当協会が保護具アドバイザーの活動により正しい使用方法等について事業場に指導等を行っている保護具等に関するJ I S及びI S O規格の整備・普及の促進

[2] 上記の[1]の保護具等以外のもので事業場等における労働災害防止対策の充実・促進の面から必要とされる保護具等に関するJ I S及びI S O規格の整備・普及の促進

(イ) 現行J I S見直しへの対応

前年度に実施した見直しの結果に基づき(一財)日本規格協会(以下「規格協会」という。)に提出した意見(改正等)に伴う対応および今年度に行う見直しは、それらによる業務負担増に十分留意して行うこととした。

ウ I S O安全衛生規格の整備及び普及

(ア) I S O規格関係受託事業の実施

a 受託事業「I S O/T C 8 5/S C 2(放射線防護)分野における国際標準化」の実施

「令和4年度産業標準化推進事業委託費(戦略的国際標準化加速事業:政府戦略分野に係る国際標準開発活動)」(テーマ名:原子力・放射線利用における放射線モニタリング等に関する国際標準化)について、(株)三菱総合研究所から3年計画の最終年度の事業として受託した事業を推進した。

今年度においては、日本から提案した4件の規格についての国際標準化を積極的に推進するため、I S O/T C 8 5/S C 2国内審議委員会において準備を進めた。

5月31日にI S O/T C 8 5/S C 2国際会議(全体会議)がリモートで開催された。全体会議に先立ち、5月中に各WGの会議が開催され、プロジェクトリーダーとして参加した国内委員が放射線防護分野の規格立案や議論を主導した。海外から提案のテーマに対しても多数の国内委員が積極的に参加し、各分野における我が国の知見がより認知され、今後の我が国のさらなる国際標準化への貢献が期待された。

11月28日及び29日にI S O/T C 8 5/S C 2/W G 1 7国際会議

がパリにおいてハイブリッドで開催され、事業委託費で1名を会議に派遣した。

また、経済産業省による「令和4年度リーダー育成OJT支援事業」の公募に応募し採択されたため、講師とOJT受講者という形で更に2名の委員を会議に派遣した。

国内では、5月25日及び10月21日に国内審議委員会、1月20日にWG運営会議が行われた。

受託事業の4件の規格のうちの1件である「放射能標準体積線源の校正方法に関する国際標準化」については、新規のISO規格として発行され、残りの3件は、ほぼ計画通りに進捗した。

b 受託事業「ISO/TC145/SC2（安全標識）分野における国際標準化」の実施

「令和4年度産業標準化推進事業委託費（戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標準開発活動）の図記号に関する国際標準化」について、（一財）日本規格協会から受託した事業を推進した。

JIS Z 9098（災害種別避難誘導標識システム）を元として日本主導により2022年に発行されたISO 22578（Graphical symbols – Safety colours and safety signs – Natural disaster safety way guidance system）は、国際WG7の審議でその第2部、蓄光式標識として性能分類されるりん光材料について、試験室における輝度測定の試験方法を規定する必要があるとされた。このため、SC2国内委員会を中心に日本案をまとめ、国際WG7（日本が議長及び幹事）の審議を経て、ISO 22578-2として国際規格化の実現を目指している。

審議に関しては、事前にWG7メンバーである海外の専門家からのコメントに基づき意見調整を重ねながら、草案の作成と審議を進め、投票の結果、新規提案は承認されDISに進むこととなった。

今年度においては、国際会議はいずれもオンラインでの開催となり、2022年4月21日に第46回WG1会議、11月9日にSC2会議に参加した。

また、国内においては、4月14日に第1回委員会、7月29日に第2回委員会、10月27日に第3回委員会をいずれもオンラインで行った。

c 受託事業「災害種別避難誘導標識システムに関するJIS開発」の実施

JIS Z 9098（災害種別避難誘導標識システム）が2016年に制定され、また、その国際版として、ISO 22578（Graphical symbols – Safety colours and safety signs – Natural disaster safety way guidance system）を2017年に日本から提案し、2022年2月に発行された。この国際提案の過程において規定内容に一部修正を加えた経緯を踏まえ、改めてJIS Z 9098とISO 22578との整合性を確認するため、2022年度～2

024年度の「戦略的国際標準化加速事業」である「災害種別避難誘導標識システムに関するJIS開発」を（一財）日本規格協会を通じて、2022年度に受託した。

今年度は事業期間3年間のうちの1年目にあたり、以下について実施した。

(a) JIS Z 9098とISO 22578との整合性に関する検討

JIS Z 9098:2016を元に国際規格として提案し発行されたISO 22578は、日本からJIS Z 9098の体裁や構成を整理した形に替えて国際提案した部分や、国際審議の中で新たに生じた変更のため、幾つかJIS Z 9098との差異が生じている。今後の改正作業の全体像や方針およびスケジュールを明らかにするためにも、まずは両者の違いを整理して、どの範囲までJIS Z 9098をISO 22578の内容に整合させるかについて審議した。

(b) 改定に関する課題と原案作成方針の検討

当規格は自然災害防災に関する性質上、特に河川氾濫等の風水害に備えたなるべく早期の規格発行を必要とする一方で、慎重に検討を重ねるべき課題も多いため、各課題の優先順位を考慮しながら、改正範囲の全体像や範囲および方向性を明らかに整理することが急務である。この審議を着実に進めるために、今回の改正における各課題について各省庁・自治体、防災関係者も含めた各委員からの意見集約を行い、それらを元にした提案作成や原案作業については分科会として審議したうえで、本委員会での議論と承認を進めた。

(c) 新たな災害種別の図記号追加に関する検討

今回の改正審議の中で、次の災害種別に関する図記号の採否などが大きな議案となり、本委員会や関係者から意見を募り、分科会で対応を検討したうえで、改めて本会議で議論した。

[1] 「地震」の災害種別一般図記号

[2] 「高潮」を津波と区別するための災害種別一般図記号

[3] 「竜巻」の注意図記号や災害種別図記号

[4] 「火山噴火」の注意図記号や災害種別図記号

ただし、新たな災害種別や図記号を追加するには図記号がJIS Z 8210として登録されることが前提であり、JIS図記号の制定にも相応の期間を要する。そのためJIS Z 9098での採否は追って検討するとして

も、いずれ必要となる可能性のある図記号「地震」、「高潮」、「火山噴火」については、直ちに J I S Z 8 2 1 0 への提案を行うこととした。

(イ) 国内審議委員会等の適正な運営

国内関係者の意見調整等を適切に行うため、日本工業標準調査会から承認を得た I S O 国内審議団体である当協会に設けている I S O / T C 9 4 (個人安全一人用保護具) 国内審議委員会、I S O / T C 9 4 各 S C 国内審議分科委員会、I S O / T C 1 4 5 / S C 2 (安全標識) 国内審議分科委員会、I S O / T C 8 5 / S C 2 (放射線防護) 国内審議分科委員会等の適正な運営に努めた。

(ウ) 国際標準化の推進

当協会において、I S O / T C 9 4 (個人安全一人用保護具) 等の国内審議団体としての活動を行うとともに、その一環として、次のことにも努めた。

a I S O 安全衛生規格の適切な整備に対する協力

I S O / T C 9 4 (個人安全一人用保護具)、I S O / T C 1 4 5 / S C 2 (安全標識) 及び I S O / T C 8 5 / S C 2 (放射線防護) の活動との連携を図ることにより、I S O 安全衛生規格の適切な整備に協力すること。

b 「コンパチビリティに関するタスク・グループ」に対する支援

I S O / T C 9 4 (個人安全一人用保護具) に設置された「コンパチビリティに関するタスク・グループ」に対する支援を、当協会の I S O / T C 9 4 (個人安全一人用保護具) 国内審議委員会に設けられた W G の運営を通じて行うこと。

エ J I S の整備及び普及

(ア) J I S 関係共同事業の実施

経済産業省所管の J I S の整備に係る規格協会との共同事業として、次に掲げる規格等の改正又は原案作成のための検討、作業等を適正かつ効果的に実施した。

[1] (改正) J I S T 8 0 0 8 「防護手袋— 一般要求事項及び試験方法」

[2] (改正) J I S T 8 0 3 4 「化学防護服—防護服材料の液状農薬に対する耐浸透性(反発性, 吸収性及び浸透性)の測定方法」

[3] (改正) J I S T 8 0 3 5 「化学防護服—低蒸気圧化学物質に対する防護服材料の累積透過量の試験方法」

[4] (改正) J I S T 8 0 5 2 防護服—機械的特性—鋭利物に対する切創

抵抗試験方法

- [5] (追補) J I S T 8 1 0 1 「安全靴」
 - [6] (改正) J I S T 8 1 0 3 「静電気帯電防止靴」
 - [7] (追補) J I S T 8 1 0 8 「作業靴」
 - [8] (制定) J I S T 8 1 1 9 機械的リスクに対する防護手袋
 - [9] (改正) J I S T 8 1 2 5 - 5 手持ちチェンソー使用者のための防護服：脚半
 - [10] (改正) J I S T 8 1 2 5 - 6 手持ちチェンソー使用者のための防護服：上半身防護服
 - [11] (改正) J I S T 8 1 2 6 「液状農薬散布者が使用する防護服の性能要求事項」
 - [12] (改正) J I S T 8 1 5 3 「送気マスク」
 - [13] (改正) J I S T 8 1 6 5 「墜落制止用器具」
 - [14] (改正) J I S Z 4 3 3 1 「個人線量計校正用ファントム」
- (イ) J I S 特設委員会の適正な運営
工業標準化法第12条の規定によるJ I S の審議団体として、国内関係者の利害調整と意見集約を適切に行うため、当協会に設けている特設委員会の適正な運営等に努めた。
- オ J I S の I S O 規格への整合化
上記のウ及びエに係る事業の一環として適切な対応に努めた。
- カ 保護具等の品質及び性能の確保
- (ア) 「J I S のある保護具等」関係
当協会において、保護具等の製造又は販売業者に対し、その製造する保護具等のJ I S への適合について、関係の保護具等工業会等を通じて必要な指導、支援を行った。
- (イ) 「J I S のない保護具等」関係

プロスニーカー規格については、2010年版を改訂し2017年11月1日付で2017年版を発行したので、改正後の規格に基づき、プロスニーカー協会と連携を図りながら、型式認定・推奨事業の更なる普及・定着に努めた。

その後、安全靴のJIS規格が改正されたことに伴い、プロスニーカー規格の改正に向けた検討を行い、2021年7月30日付けで2021年版を発行した。

また、一般利用者向け高視認性安全服規格（JSA A2001）を2017年11月1日付けで新たに制定し、一般利用者向け高視認性安全服の型式認定・推奨事業が発足したので、その普及・定着に努めた。

（4）優良・快適保護具等開発推進・普及促進事業（公益目的事業その4）

ア 優良・快適保護具等の開発推進

保護具等の製造・販売業者（以下「関係業者」という。）における技術進歩を踏まえ、かつ事業場の現場ニーズに応えた保護具等の質的向上、使用方法の改善、その他の向上を促進するために必要な調査研究を行い、その成果を活用して関係業者に対する支援を行うこととしている。

イ 優良・快適保護具等の普及促進

（ア）フルハーネス型墜落制止用器具の普及促進のための総合的な活動の推進

2022年1月2日から完全施行となったため、パンフレット「墜落制止用器具の選定と正しい使い方」の活用等により、「フルハーネス型墜落制止用器具」の更なる普及促進に努めているところである。

今年度においては、次のことを重点とし取り進めた。

a 安全大会等におけるフルハーネス型墜落制止用器具の展示説明の実施

今年は、セメント協会安全大会、建災防全国大会展示会及び緑十字展において、展示説明を実施した。例年開催されている、こども霞が関見学デー、神奈川県産業資源循環協会の安全大会及び主職5団体年末年始安全大会については、新型コロナ感染拡大による影響により中止となった。

b フルハーネス型墜落制止用器具に関する講習会、説明会等の実施

事業場におけるフルハーネス型墜落制止用器具の普及促進のため、アドバンスサービス事業の活用等により、中央労働災害防止協会や全国登録教習機関協会等が実施する特別教育インストラクター養成講習に講師を派遣するとともに、日本安全帯研究会と連携を図り、講習会・説明会等の実施に努めた。

c 厚生労働省「墜落制止用器具の買取試験事業」評価委員会への協力

同事業を受託した産業安全技術協会が実施した試験結果についての評価委員会へ、厚生労働省の参画依頼を受け、日本安全帯研究会と調整のうえ3名の委員を選出し協力した。

買取試験事業において規格不適合品の流通が発覚したため、日本安全帯研究会の会員会社において、自己認証品として果たすべき事項や自己認証品のあり方等について、認識の共通化に努めた。

(イ) J I S T 8 1 2 7 「高視認性安全服」普及促進事業

2015年10月に制定されたJ I S T 8 1 2 7 「高視認性安全服」の普及を図ることを目的として、「高視認性安全服普及委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、普及促進方法等の検討を行った。

4月12日開催の第17回委員会及び10月1日開催の第18回委員会においては、このコロナ禍での影響で普及活動が進んでないことや一般利用者向け高視認性安全服の認知度及び製品仕様の理解度が少ないことなどを踏まえ、（一社）日本高視認性安全服研究所作成の冊子を普及活動として使用していくことになった。

また、一般利用者向け高視認性安全服規格で定める試験内容と試験機関における解釈の相違があることから、解釈方針の検討を予定している。

(ウ) 「一般利用者向け高視認性安全服規格」の国際標準化及び普及促進

2019年6月26日開催の第1回「一般利用者向け高視認性安全服規格（素案）作成委員会」において、作業原案（WD）について審議し、投票にかけることに決定した後、当該作業原案（WD）を2019年6月28日にスイスのISOの事務局へ提出をした。

その後、作業原案（WD 23762）が2019年12月6日にISO事務局からISO/TC94/SC13/WG1のメンバーに回付され、コメント期日が2020年1月23日となった。回付と同時に、会議の開催（2020年1月23日～24日）の連絡があったため、同会議に委員を派遣し、提出した作業原案（WD 23762）についての検討が行われた。

ISO/TC94/SC13/WG1/PG23762（日本提案の視認性衣服規格）についての国際会議が2021年6月11日及び9月27日に開催され、検討が行われた。

その後、それらの検討内容を踏まえ、ISO/CD23762「防護服—中リスクレベル用視認性衣服—試験方法及び性能要求事項」として提案し、投票の結果、賛成多数で可決された。今後、国際規格化に向けさらに取り組んでいく予定である。

(エ) J I S Z 9 0 9 7 「津波避難誘導標識システム」及びJ I S Z 9 0 9 8 「災害別避難誘導標識システム」の普及活動

（一社）日本標識工業会と連携を図り、J I S Z 9 0 9 7及びJ I S Z 9 0 9 8を広く普及させるため、普及用パンフレットを作成し、各種イベント、展示会等において普及活動を行っているなか、経済産業省「令和4年度産業標準化推進事業委託費 戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標

準開発活動 図記号に関する J I S 開発 (J I S Z 9 0 9 8 の改正) 」に関し、(一財) 日本規格協会からの委託事業 (3 年計画の初年度) を受託し、今年度 8 月に J I S Z 9 0 9 8 改正原案作成委員会を設置し、9 月 2 9 日に第 1 回委員会を開催して原案改正及び J I S 9 0 9 7 との統合に着手したため、現行規格の普及活動を休止している。

(オ) 保護具着用管理責任者教育の推進

a 「事業推進委員会 保護具着用管理責任者教育部会」における活動

厚生労働省が設置した「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書が 2 0 2 1 年 3 月 7 月に公表され、化学物質のばく露防止に保護具を使用する一定の場合には「保護具着用管理責任者」の選任義務化を図る必要があることが示された。このため、当協会において、「保護具着用管理責任者」に対する教育の推進を図ることとし、2 0 2 1 年 1 0 月 1 5 日に事業推進委員会を開催し、事業推進委員会の下にその教育カリキュラム、テキスト等の作成を行うための「保護具着用管理責任者教育部会」を設置し検討を行ってきており、取りまとめの最終段階となっている。テキストの完成は 2 0 2 2 年度内を目標としてきたが、行政からの通達発出の遅延等によりテキストの発行も影響を受け、2 0 2 3 年 5 月の発行となる予定である。

b 「呼吸用保護具選択・使用・保守管理基準等検討委員会」における活動

厚生労働省から当協会に対して、改正 J I S T 8 1 5 0 「呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法」が公示されたことを踏まえ、新たな専門的知見等に基づき、「防じんマスクの選択、使用等について」(平成 1 7 年 2 月 7 日付け基発第 0 2 0 7 0 0 6 号)、「防毒マスクの選択、使用等について」(平成 1 7 年 2 月 7 日付け基発第 0 2 0 7 0 0 7 号)にある呼吸用保護具選択、使用、保守管理に当たって留意すべき事項の見直し案のとりまとめの協力依頼があった。

このため、2 0 2 1 年 1 1 月 2 9 日に事業場等における適正な保護具の選択・正しい使用方法・保守管理の定着を図るための「呼吸用保護具選択・使用・保守管理基準」の検討、並びに呼吸用保護具に関する保護具着用管理責任者教育カリキュラム(案)、テキスト(案)等に対する意見等を行う「呼吸用保護具選択・使用・保守管理基準等検討委員会」を設置し、作業を開始した。

通達の改正案については、昨年 5 月に厚生労働省に対して提出された。また、呼吸用保護具に関する保護具着用管理責任者教育のテキスト(案)に対する意見については、保護具着用管理責任者教育部会に提出され、同教育部会において取りまとめの最終段階となっている。

c 「保護手袋・防護服・保護めがね選択・使用・保守管理基準等検討委員会」

における活動

保護具着用管理責任者教育のテキストを作成するにあたり、その対象となる保護手袋・防護服・保護めがねについて、学識経験者、ユーザー団体、労働災害防止関係団体、行政等の意見を反映させるため、委員会を設置し検討を行った。それらの意見については、保護具着用管理責任者教育部会に提出され、同教育部会において取りまとめの最終段階となっている。

2 安全衛生保護具等活用定着支援事業の着実な推進

(1) 保護具アドバイザー養成・確保等事業（公益目的事業その5）

ア 今年度の目標

〔1〕 保護具アドバイザーの総数1,350名の達成

新型コロナウイルス感染防止の観点から各社が受講申込を見送ったこと等により、養成講習の受講者数は大幅に減少し、総数は1,246名にとどまり、目標を達成することは出来なかった。

〔2〕 保護具アドバイザー移行講習修了者（旧保護具シニア・アドバイザーの資格を有する者を含む。）の総数650名の達成

新型コロナウイルス感染防止の観点から各社が受講申込を見送ったこと等により、養成講習の受講者数は大幅に減少したものの、本年度の受講者数は70名で、総数は679名となり目標を達成した。

〔3〕 保護具アドバイザーに対して、最新の法令・通達の趣旨等を付与することにより、アドバイザー能力の向上に努める。

養成講習ならびに移行講習時に最新の法令・通達等の趣旨を受講者に対して付与を行い、アドバイザー能力の向上に努めた。

イ 保護具アドバイザー養成講習等の適切な実施

事業場等に対する適正な保護具等の活用の基本に係る指導等に当たる適格者を確保するため、「通常作業保護具活用ガイドライン」、「保護具法令ガイド」、各種テキスト等を活用し、指導基準に沿って保護具アドバイザー養成・確保等事業の適切な実施に努めた。

(ア) 保護具アドバイザー養成講習関係

a 保護具アドバイザー養成講習等の実施

今年度においては、保護具アドバイザーの1,300名達成、かつ、保護具アドバイザー移行講習終了者（旧制度で保護具シニア・アドバイザーの資格を有した者を含む。）の総数650名の達成を目指して、保護具アドバイザー養成講習を5回（東京3回、大阪1回、福岡1回）、保護具アドバイザー移行講習を8回計画したが、保護具アドバイザー移行講習については、コロナ禍の影響により2回分が中止になり、6回（東京4回、大阪1回、福岡

1回)開催した。

b 保護具アドバイザー移行講習の受講勧奨

事業場支援の充実の面から旧保護具アドバイザーから新保護具アドバイザーへの移行を可能な限り促進することが望まれるので、今年度も、これまでに引き続き、保護具アドバイザー移行講習の受講の積極的な勧奨に努めた。

c 未受講者に対する受講促進

厚生労働省労働基準局長から当協会に対して、平成30年2月9日付け基発0209第2号「第9次粉じん障害防止総合対策の推進について」により、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進に関して、当協会が養成を行っている保護具アドバイザーが事業場からの相談を受けるよう依頼があったため、事業場からの相談に素早く的確に対応できるよう、なお一層、未受講者に対する保護具アドバイザー養成講習の受講促進に努め、保護具アドバイザーの積極的な増員を図った。

(イ) 保護具インストラクター等に対する能力向上教育の実施

a 保護具インストラクター関係

保護具インストラクター(保護具アドバイザーのうちインストラクターの資格を持つ者)に対する能力向上教育については、今期は開催を見送った。

b 保護具アドバイザー関係

保護具アドバイザーに対する能力向上教育は、受講者におけるその内容の効果的かつ効率的な習得の確保のため、保護具アドバイザー移行講習と併せて実施した。

c 保護具インストラクターの養成・確保

専任保護具インストラクターについては、これまで、2019年3月に「保護具インストラクター(墜落制止用器具専任)」、2022年3月に「保護具インストラクター(マスクフィットテスト専任)」の2つの専任保護具インストラクターを設置して、活動を行っているところである。さらに、2024年4月からはリスクアセスメント対象物質を製造又は取り扱う事業場においてリスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具(呼吸用保護具、保護手袋、防護服、保護眼鏡等)を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、保護具の適正な選択、労働者の保護具の適正な使用及び保護具の保守管理に係る業務を担当させることが事業者に義務付けられることとなり、この保護具着用管理責任者に対する教育を適正に実施するための「保護具インストラクター(保護具着用管理責任者教育専任)」を新たに設置することとした。このため、「保護

具インストラクター(保護具着用管理責任者教育専任)養成講習実施要領」を策定するとともに、3つの専任インストラクター全体の運用に対応する「専任保護具インストラクターに関する運用規則」を策定した。

ウ 保護具アドバイザーの登録

(ア) 「新規登録」関係

保護具アドバイザー及び保護具アドバイザー移行講習修了者については、それぞれ上記イの今年度の目標を踏まえ、できるだけ速やかに、新保護具アドバイザーとしての登録が行われるよう、当協会への登録を積極的に各該当者に勧奨した。

(イ) 「登録の更新」関係

a 登録更新の勧奨

昨年度に引き続き保護具アドバイザーである者であって登録期間が満了するものについて、保護具アドバイザーとしての登録の更新を勧奨した。

b 登録証の交付

登録期限を迎えた保護具アドバイザーである者からその更新の手続きがあったときは、適切に事務処理を行い、更新に係る登録証を交付した。

c 旧保護具シニア・アドバイザーに対する登録有効期間の周知

旧保護具シニア・アドバイザーの場合も、その登録の有効期間が3年であることの周知等に努めた。

(ウ) 「非会員に所属する有資格者に係る登録」関係

当協会の非会員に所属する保護具アドバイザー養成講習修了者(有資格者)から保護具アドバイザーとしての登録申請があった場合には、2012年1月23日策定の『当協会の非会員に所属する保護具アドバイザー養成講習修了者に係る登録条件』についてその申請者側に説明の上、先方がこれに同意し、かつ所定の様式による同意書を提出した場合は、適正な事務処理を行い、登録を認めるべき者に登録証を交付した。

(2) アドバイスサービス事業(公益目的事業その6)

ア 今年度の目標とその達成度

[1] 当協会による保護具アドバイザー派遣サービスの実績5件の達成に努めた。

今年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、出張サービスの実施件数は3件で、目標達成率は60%に留まった。なお、その内訳は、無料出張サービス0件及び有料出張サービス3件であった。

[2] 保護具インストラクター派遣サービスの実績30件の達成に努めた。

今年度、インストラクター派遣サービスの実施件数は通常ベースで80件
目標達成率は267%となった。また、東日本大震災に係る復旧・復興事業
における労働災害防止対策としての中央労働災害防止協会主催「除染等業務
特別教育」へのインストラクター派遣サービスの実績が、5件であった。こ
れらを合算した場合には派遣実績が85件となり、目標達成率は283%で
あった。

[3] 会員による保護具アドバイザー派遣サービスの実績30件の達成に努めた。

今年度、アドバイスサービスを実施した会員からの当協会への実績報告は、
21件で、目標達成率は70%であった。

[4] 保護具アドバイザー派遣サービス及び保護具インストラクター派遣サービス
の周知・PRに積極的に努めた。

イ 会員によるアドバイスサービスの実施および報告

(ア) アドバイスサービスの実施

公益社団法人の行う公益目的事業としての実績を確保するため、関係の各会員
および非会員は、事業の目的、基本方針等を踏まえて、ガイドラインおよび保護
具法令ガイドを活用し、自己に所属する保護具アドバイザー及び保護具シニア・
アドバイザーによるアドバイスサービス(事業場訪問時アドバイスサービス及び
自社店舗内アドバイスサービス)を実施するよう努めた。

(イ) アドバイスサービスの実績の管理および報告

関係の各会員及び非会員においては、2012年4月9日付で会長から示さ
れた「アドバイスサービス(出張サービスを除く。)の実績に係る当協会の報
告について」(以下「新方針」という。)を基に、その保護具アドバイザーの
行ったアドバイスサービスの実績を管理するとともに、その実施結果を当協会
に報告するよう努めた。

今年度における会員によるアドバイスサービスの実施及び報告によると、会
員別の実施件数は、次のとおりである。

[1] ミドリ安全(株) 21件

ウ 当協会及び会員による出張サービスの推進

平成22年度第2回理事会の承認に基づき制定された「アドバイスサービスの
実施の促進に関する規則」(以下「出張サービス規則」という。)において定め
られている出張アドバイスサービス(以下「出張サービス」という。)を、同年
12月3日付で会長から示された実施要領に基づき、かつ、上記の「ア 今年度
の目標」を踏まえ、次により積極的な実施に努めた。

(ア) 事業場からの出張サービスの依頼の受付は、すべて当協会が行うものとする。
なお、本出張サービスは、オーダーメイドのものではなく、希望の保護具についての適正な活用の基本を教えるものであることを依頼者側に十分説明した。

(イ) 保護具アドバイザーの依頼事業場への派遣は、原則として、当協会による連絡調整のもとに最寄り（地元）の会員会社から行った。

(ウ) 無料の出張サービスとして、次のものを提供した。
無料の出張サービスとしての「指導・相談等出張サービス」（出張サービス規則第2条の1の（1）に定めるもの）

(エ) 有料の出張サービスとして、次のものを提供した。

〔1〕 講義・講演等出張サービス（出張サービス規則第2条の2の（1）に定めるもの）

〔2〕 説明・実演等出張サービス（出張サービス規則第2条の2の（2）に定めるもの）

(オ) 有料の出張サービスの料金は、公益サービスであるので、受益者負担とし、かつ、そのサービスの実施が当協会の会員及び非会員のいずれのものによるかを問わず、当協会の収入とした。

エ 当協会及び会員による保護具インストラクター派遣サービスの実施

地方公共団体、国の機関、企業その他これらに準ずるものが行う研修、講習等に対し保護具等に関する講義、実演等の依頼が当協会にあった場合には、アドバイスサービスの一環である公益サービスとして、保護具インストラクターである者又はそのチーム（保護具アドバイザーである者を含む。）の派遣によるアドバイスサービス（以下「インストラクター派遣サービス」という。）を、次により行った。

(ア) 依頼者の希望するプログラム、教材等を作成して行うもの（オーダーメイド・サービス）を含む保護具等の適正な活用に関する有料サービスとして行うこと。

(イ) インストラクター派遣サービスの利用者は、その定める単価またはこれに準ずる内部基準により利用したサービス（教材等の作成を含む。）の料金を当協会に支払うこと。

(ウ) インストラクター派遣サービスの実施が当協会の会員及び非会員のいずれのものによるかを問わず、利用者の支払った料金は、当協会の収入とすること。

なお、利用者が支払った交通費、旅費・宿泊費は、派遣された保護具インストラクターである者等において受け取るものとしたこと。

今年度におけるインストラクター派遣サービスの実績は、次のとおりであった。

a 2022年4月4日及び4月5日 保護具インストラクター2名が、中央労働災害防止協会東京安全衛生教育センターで墜落制止用器具についての講義を行った。

※ 同センターで同様の講義を他に7回実施した。

b 2022年4月6日及び4月7日 保護具インストラクター2名が、中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センターで墜落制止用器具についての講義を行った。

※ 同センターで同様の講義を他に6回実施した。

c 2022年4月19日 保護具インストラクター1名が、建設業労働災害防止協会研修室で「熱中症対策用保安用品」についての講義を行った。建設業労働災害防止協会と同様な講義を他に2回実施した。

d 2022年4月22日 保護具インストラクター1名が、愛知労働基準協会主催マスクフィットテスト従事者養成研修で「学科教育90分」の講義を行った。

※ 同協会と同様な講義を他に11回実施した。

e 2022年7月12日 保護具インストラクター2名が、経済産業省主催の研修会で安全衛生保護具全般（保護帽、墜落制止用器具、保護めがね及び安全靴）及び呼吸用保護具についての講義を行った。

f 2022年7月12日 保護具インストラクターが、中央労働災害防止協会主催のマスクフィットテスト従事者養成研修で防じんマスク及び定性的フィットテストの講義を行った。

複数のセンターで同様な講義を他に38回実施した。

g 2022年10月5日 保護具インストラクター2名が、(株)東京ビッグサイト主催の「危機管理産業展2022」の危機管理セミナーの中で、呼吸用保護具のフィットテストについての講義を行った。

h 2022年11月14日・15日 保護具インストラクター1名が一般社

団法人 全国登録教習機関協会が主催する研修の中で墜落制止用器具に関する講義を行った。

※ 同様な講義を他に1回実施した。

i 2022年11月21日 保護具インストラクター2名が、福島労働局が主催する「令和4年度技術研修」の中で呼吸用保護具のマスクフィットテストに関する講義を行った。

※ 同様な講義を他に1回実施した。

j 2022年11月23日 保護具インストラクター3名が、産業医科大学主催の「認定産業医研修会東京集中講座」の中で、保護具全般（保護帽、保護めがね、保護手袋、防護服、墜落制止用器具及び安全靴等）及び呼吸用保護具の講義を行った。

k 2023年1月23日 保護具インストラクター1名が、キーサイト・テクノロジー株式会社ではんだ作業及びフラックス取扱作業時に使用する呼吸用保護具に関する講義を行った。

l 2023年1月25日 保護具インストラクター2名が、岐阜労働局が主催する「令和4年度技術研修」の中で化学物質に関する保護具等（保護めがね、呼吸用保護具、化学防護手袋、化学防護服及び産業用ガス検知警報器）の講義を行った。

m 2023年1月26日 保護具インストラクター1名が、テクノヒル株式会社が主催する「化学物質管理者専門的講習会」の中で呼吸用保護具に関する講義を行った。

※ 研修会場のエッサム神田ホール2号館で同様な講義を他に1回実施した。

第4 収益事業の積極的推進

1 放射線安全技術講習会（放射線取扱主任者試験受験対策セミナー）の開催

本セミナーは国家資格である放射線取扱主任者第1種および第2種試験を受験される方々を支援することを目的として開催しているものであり、収益事業として一定の収益を上げることにも配意しつつ、適切な実施を図ることにより確実にその成果を上げるよう努めた。

今年度は、第1種を2022年6月20日～6月24日、第2種を2022年6月28日～7月1日に実施した。

昨年度は第1種のセミナーを中止としたが、今年度は例年通り実施し、受講者数は4名であった。また、第2種のセミナーについては、受講者数が16名で昨年度より5名の増加となった。

2 図書の販売

(1) 「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」(改訂版)の販売促進

「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」については、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱」の一部の改正を受け、2022年度に改訂を行ったので、引き続きその改訂版の販売促進に努めた。

その結果、2022年度の有償販売は、2022年3月末現在で143冊(改訂版としての累計では、391冊)を販売した。

(2) 「保護具ポケットブック」の販売

2016年度に3000冊作成、2020年度に改訂第2版として1500冊の追加印刷を行った「保護具ポケットブック」については、2023年3月末までに有償と無償を合わせて合計3,840冊を販売した。

(3) 「呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル」の販売

2020年度の呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル等検討委員会において原稿作成を行った「呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル」について、2021年5月に編集作業を終え、3,000冊の印刷を行った。

翌6月より販売を開始し、本年度5月、1月に各3,000冊を増刷し、2023年3月末までに合計6,923冊を販売した。

第5 その他の事業

1 個人線量計測定技術評価事業の実施

本事業は、個人線量計の測定サービスを行う事業者におけるその測定精度を担保するため、当協会が第三者としてその事業者の測定精度を評価し、その結果に基づき指導を行う精度管理事業であり、今年度も昨年度に引き続き個人線量計測定技術評価委員会を設置し、同委員会において評価を実施した。

第1回WGを2022年5月24日に、第1回委員会を2022年8月24日に開催し、測定精度試験の試験条件等を決定した。

また、試験の実施後、第2回WGを2023年2月14日に、第2回委員会を2023年3月14日に開催し、試験結果の評価に関する審議を行った。

評価の結果、今年度から評価対象に追加された眼の水晶体用の個人線量計の一部に試験基準から外れる数値があり、今後、検証を続ける予定である。

2 安全見学会の実施

今年度においては、安全見学会の実施は見送ることとした。

3 当協会の維持会員等である保護具等工業会等に対する支援

当協会が行う公益目的事業は、当協会が統括的な活動を担う一方、当協会の維持会員等である保護具等工業会等は関係の保護具等の技術等についての具体的な活動に当たることにより、両者一体となって実施しているので、保護具等工業会等のうち運営、

活動面で当協会の支援を必要とするものに対しては、当協会が引き続き支援を行った。また、当協会が支援した保護具工業会等からは、支援に係る経費の一部について負担いただいた。

支援対象である保護具等工業会等一覧	
(1) 一般社団法人日本ヘルメット工業会	(6) 日本プロテクティブスニーカー協会
(2) 日本安全靴工業会	(7) 日本労働災害防止推進会
(3) 産業用ガス検知警報器工業会	(8) 建設業労働災害防止協進会
(4) 日本呼吸用保護具工業会	(9) 日本聴力保護研究会
(5) 日本安全帯研究会	(10) 日本防護手袋研究会

(注) (1)～(6)並びに(9)及び(10)は当協会維持会員で、(7)及び(8)は当協会の賛助会員である。

第6 広報事業の推進

1 月刊機関誌「セイフティダイジェスト」の発行

(1) 月刊機関誌「セイフティダイジェスト」において、当協会が公益社団法人として行う6つの公益目的事業等の今年度における実施状況等に関する記事等を掲載することにより、これらの公益目的事業の関係者に対する周知とともに、その適切な実施に必要な情報の入手等に努めた。

(2) 「セイフティダイジェスト」の構成および内容について、6つの公益目的事業等の周知および推進のための機関誌としてより相応しいものとなるよう、編集委員会の運営を通じて、それらの充実に努めた。

(3) 新型コロナ感染拡大の影響で、「セイフティダイジェスト」に掲載を予定していた各種講習会、展示会、講演会等の記事が大幅に減少した。しかし、SD編集委員の協力を得てSD編集委員会を12回開催し、休刊することなく毎月発行を継続した。2022年6月号からは特集のシリーズ記事として「管理者のための保護具等の基礎知識」と題した記事を新たに連載することとした。

(4) 広報委員会を3回、SDワーキンググループの会議を2回開催した。セイフティダイジェストに対する読者アンケートの結果に基づき、白黒広告のカラー化を検討し、2023年度より広告のみ全ページカラー化することとした。また、投稿記事の中で画像等の無断掲載を防止するために「投稿にあたってのお願い」を作成した。編集に当たり著作権等の確認を要するため、執筆を依頼する際に今後も著作権等について十分に留意することを周知した。

2 ホームページの活用

(1) 当協会が公益社団法人として行う6つの公益目的事業に関する情報について、ホームページを通じて迅速に関係者に提供することにより、これらの事業の周知に努めた。

(2) 当協会の事業活動、運営全般、行政情報、各種情報の提供について、ホームページを通じて迅速に関係者に提供するとともに、更なる内容の充実を図ることにより必要な情報開示に努めた。特に、厚生労働省、経済産業省などからの通知文書はホームページ「行政からのご案内」に掲載するとともに、全会員の担当者あてに「(公社)日本保安用品協会からのお知らせ」としてメール配信を継続した。

第7 会員の確保および入会の促進

1 会員の確保及び入会促進

普通会員については入会勧奨の結果、2022年度から新たに1社が入会し、合計45社となった。一方、維持会員については変動がなく、また、特例賛助会員を含む賛助会員については2社が入会し、2社が退会したことにより合計93社で変動はなかった。このため、法人法上の会員数は1社増加して合計151社となった。

2 特例賛助会員の入会促進

保護具等の製造または販売業者で、当協会の維持会員の会員である者のうち当協会の会員になっていないものに対し、PRちらし等を活用し、関係の保護具工業会等の協力を得て、昨年度に引き続き会員としての入会を勧奨した。

特例賛助会員については、1社が退会し本年度末には67社となった。

なお、本年度末(2023年3月末)の会員数及びその増減は以下のとおりとなった。

会員区分	2022年3月末	2023年3月末	増減
普通会員	44	45	1
維持会員	13	13	0
賛助会員	93	93	0
うち特例賛助会員	68	67	△1
法人法上会員計	150	151	1
特別会員	35	32	△3
名誉会員	7	8	1
合計	192	191	△1

第8 会議の開催、行事の実施

1 会議の開催

諸会議、各委員会については、以下のとおり開催した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部、リモート（Web）併用で開催した。

(1) 諸会議

ア 定時総会 1回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
定時	2022年6月10日（金）	

イ 理事会 3回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第1回	2022年5月13日（金）	リモート（Web）併用開催
第2回	2022年10月13日（木）	リモート（Web）併用開催
第3回	2023年3月14日（火）	リモート（Web）併用開催

ウ 会長・副会長会議 2回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第1回	2022年9月16日（金）	
第2回	2023年3月2日（木）	

エ 運営会議 開催なし

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第1回	2022年9月16日（金）	中止
第2回	2023年3月2日（木）	中止

(2) 常設委員会

ア 財務委員会 開催なし

イ 内部監査委員会 2回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第1回	2022年4月26日（火）	
第2回	2022年11月22日（火）	

ウ 総務委員会 開催なし

エ 事業推進委員会 開催なし

○保護具着用管理責任者教育部会 5回

回数等	開催日	備考（開催方法等）
第1回	2022年4月12日（火）	
第2回	2022年5月23日（月）	
第3回	2022年9月7日（木）	
第4回	2022年11月24日（木）	
第5回	2023年1月18日（水）	

オ 広報委員会 3回

回数等	開催日	備考（開催方法等）

第1回	2022年4月4日(月)	
第2回	2022年8月29日(月)	リモート(Web)併用開催
第3回	2022年12月5日(月)	

○広報委員会SDワーキンググループ 2回

回数等	開催日	備考(開催方法等)
第1回	2022年6月2日(木)	
第2回	2022年10月4日(火)	リモート(Web)併用開催?

○広報委員会編集専門委員会 12回

回数等	開催日	備考(開催方法等)
第1回	2022年4月4日(月)	
第2回	2022年5月11日(水)	
第3回	2022年6月2日(木)	
第4回	2022年7月4日(月)	リモート(Web)併用開催
第5回	2022年8月2日(火)	リモート(Web)併用開催
第6回	2022年8月29日(月)	リモート(Web)併用開催
第7回	2022年10月4日(火)	リモート(Web)併用開催
第8回	2022年10月31日(月)	
第9回	2022年12月5日(月)	
第10回	2023年1月16日(月)	
第11回	2023年2月7日(火)	
第12回	2023年3月1日(水)	

(3) 特別委員会

ア 呼吸用保護具選択・使用・保守管理基準検討委員会 6回

回数等	開催日	備考(開催方法等)
第1回	2022年4月7日(木)	リモート(Web)併用開催
第2回	2022年5月30日(月)	リモート(Web)併用開催
第3回	2022年7月25日(月)	リモート(Web)併用開催
第4回	2022年9月21日(水)	リモート(Web)併用開催
第5回	2022年11月17日(木)	リモート(Web)併用開催
第6回	2022年11月30日(水)	書面審議

イ 保護手袋・防護服・保護めがね選択・使用・保守管理基準等検討委員会 3回

回数等	開催日	備考(開催方法等)
第1回	2022年8月1日(月)	リモート(Web)併用開催
第2回	2022年9月20日(火)	リモート(Web)併用開催
第3回	2022年12月14日(月)	リモート(Web)併用開催

2 行事の実施

(1) 賀詞交歓会の開催

2023年1月12日(木)に「東天紅」上野店で開催を予定していた賀詞交歓会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。

第9 適切な管理・運営の実施

〔1〕 公益目的事業の収支バランスの一層の適正化を図るとともに、財政基盤の更なる強化に努めた。

〔2〕 平成18年度に会長が定めた事務処理実施要領および日常経理処理実施要領(平成21年4月改正)に沿った適正な事務および経理の処理に努めた。

〔3〕 適正な監査の実施を継続するとともに、情報開示の適正性を更に高めるよう努めた。

〔4〕 公益目的事業の一層の適切な実施のため、今年度からプロテクティブスニーカー型式認定・推奨事業に新たに職員を1名配置する等により業務推進体制の強化を図った。